

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

北栄町（以下「甲」という。）と鳥取県中部清掃事業協同組合（以下「乙」という。）及び鳥取県清掃事業協同組合（以下「丙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の地域において地震、風水害等大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬、処理に関し、甲が乙及び丙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、災害廃棄物とは、災害により一時的に大量に発生する破損又は汚損した一般廃棄物及び避難所等から排出される一般廃棄物（し尿を除く）をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、被災した場合において、乙または丙に対し次に掲げる事項の応援協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬及び処理
- (3) 避難所等から排出される廃棄物の収集・運搬及び処理
- (4) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙または丙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災箇所
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙及び丙の組合員の中から必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に協力するものとする。

- 2 災害廃棄物の処理等は、甲の指示に従い、乙及び丙の組合員が実施するものとする。
- 3 乙及び丙は、必要に応じて災害廃棄物処理等を実施する組合員の調整、甲と組合員との調整を行い、災害廃棄物処理等が円滑に実施されるよう協力するものとする。
- 4 乙及び丙は、災害廃棄物処理等を実施する組合員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

- 第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙及び丙に被災、復旧の状況等の必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力が可能な組合員の状況を甲に報告するものとする。

(実施の報告)

- 第6条 乙及び丙は、その組合員が実施する災害廃棄物の処理等が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。
- (1) 処理の終了箇所
 - (2) 実施内容
 - (3) その他必要な事項

(費用の負担)

- 第7条 乙及び丙が、第3条の要請に基づき実施する災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理については、原則無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担は甲がするものとし、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

(災害補償)

- 第8条 第3条の要請に基づき乙及び丙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために負傷、疾病、障害または死亡した場合の損害補償については、乙又は丙の組合員の責任において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令等により行うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては北栄町災害対策本部または北栄町住民生活課、乙においては鳥取県中部清掃事業協組合事務局、丙においては鳥取県清掃事業協同組合事務局とする。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定は、平成27年2月3日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙と丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成27年2月3日

甲 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

北栄町長 松本 昭夫



乙 鳥取県倉吉市岡 20 番地 10

鳥取県中部清掃事業協同組合

代表理事 福寄 敏幸



丙 鳥取県米子市祇園町 1 丁目 98 の 3

鳥取県清掃事業協同組合

代表理事 国岡 稔



